

ディスクロージャー

■ 信頼への“絆” ■

2024年 あづまの経営現況



いまあづま
お客様の現在に寄り添い、あしたひら
明日を拓くパートナー

 東信用組合

ごあいさつ

組合員の皆さま、お客さまには、平素より、東信用組合に対しまして、格別のご愛顧・お引き立てを賜りまして誠にありがたく、厚く御礼申し上げます。

ここに令和5年度第72期の決算につきまして謹んでご報告申し上げます。

令和5年度の日本経済は、コロナ禍を経てデフレからの完全脱却を目指す国の方針を受け、民間大手企業は積極的な賃金引上げを行い、日本企業の再評価から株価も最高値をつけましたが、超円安、物価高で先行きが見通せない中、個人消費の拡大には至らず、長期金利は上がりましたがそのまま張り付き、歴史的な円安相場を国民がじっと見つめる姿となりました。一方、経済活動の正常化に伴い人手不足もますます深刻化しました。地域の中小企業事業者、勤労者、住民の皆さまの立場に立ちますと、マクロ経済指標よりも足下の原材料高、物価高への対応が大きな問題です。

令和5年度は、当組合新中期3ヶ年計画の初年度にあたり、「お客さまの課題解決支援を組織あげて行い、住み続け、働き続けられる街づくりに貢献する」という経営ビジョンに向けて態勢整備に努めました。外部専門家や地域金融機関連携であるHANDSの力も借りながら、ビジネスマッチングなどご支援させていただきました。

一方、コロナ後の預金・融資環境は厳しく、令和6年3月末現在の貸出金残高は横ばいながら、預金残高は相続による流出や借入金返済充当があり、前期末対比で大きく減少しました。しかし貸出金利息は堅調であり、経費は長期的視点にたつてシステム関連支出を行い、本業力を示すコア業務純益は5期連続で増加いたしました。

本決算をご報告できますのも、組合員の皆さま、お客さまのあたたかいご支援の賜物と深く感謝しております。これからも役職員は「お客さまの現在に寄り添い、明日を拓くパートナー」のスローガンのもと、協同組織金融機関としての役割、使命を胸に刻み、お客さまのお役に立つ金融サービスの提供に努めてまいります。

何卒、皆さま方には当組合に対する一層のご理解と、倍旧のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年6月

東信用組合

理事長 川村 実

組合概要

令和6年3月31日現在

名称	東信用組合
所在地	〒130-0001 東京都墨田区吾妻橋1丁目5番3号
電話番号	03-3622-7156
設立	昭和27年12月19日
預金積金	342億9千4百万円
貸出金	185億9千8百万円
出資金	2億1千4百万円
役職員数	45人
店舗数	墨田区3店舗 葛飾区1店舗

事業方針

■ 基本方針

東信用組合は、組合員をもって組織する地域信用組合として、地域内の中小規模の事業者、勤労者、その他の方々の経済活動を、「相互扶助の理念」に基づき、一人ひとりの顔が見えるキメ細かなお取引を通じて実現し、組合員の経済的地位の向上をはかり、地域社会の発展に貢献することを基本方針とします。

■ 東信用組合のミッション、ビジョン、コンセプト

- 私たち東信用組合のミッション（使命）は、「お客さまの現在に寄り添い、明日を拓くパートナー」となることです。
- 私たち東信用組合のビジョン（目指す姿）は、「共助コミュニティを大切にした（人）ビジネス」、「（人＝お客さま、職員）を活かすビジネス」の実現です。
- 私たち東信用組合のコンセプト（お客さまへ提供する価値）は、営業店窓口においても、お客さま訪問においても、「職員が共助コミュニティの相談相手になる」ことです。

* 令和5年度 経営環境・事業概況

● 金融経済環境

令和5年度の日本経済は、デフレからの完全脱却が課題となり、そこに向けて日本銀行の超金融緩和策はやや変化、実際に株価は過去最高値をつけ、インバウンドは復調しました。一方で急激な円安・物価高は、国民の生活に様々なマイナスの影響を与えています。また新年早々の能登半島大地震の災禍はご当事者には厳しく、同時に首都直下型地震の可能性を東京都民にも起想させました。卸小売業は価格転嫁による改善はすすみましたが消費者の節約志向で足踏み、機械製造業は中国など海外要因から伸び悩み、建設業は資材高に見舞われ、不動産業は堅調、外食・飲食業はコロナ禍の影響がほぼなくなりました。その中当組合お取引先である小規模事業者の多くは、産業構造の変化、事業承継難など根本的な問題を抱えながら、足下の原価・資材高、人不足などの問題にも追われました。

● 業績

当組合の預金につきましては、高齢化社会で相続による流出が相変わらず多く、コロナ禍において予防的に預金口座にプールされていた預金が、市場運用や事業性借入を減らすために流失することも重なり、令和6年3月末の預金残高は前期（令和5年3月末）対比11億円減少、342億9千万円となりました。ただしコロナ前の水準に戻るとも言えます。

貸出金につきましては、製造業・非製造業ともに新規資金需要は少なく、市況が良かった不動産売却代金等での繰上げ返済も多く、令和6年3月末の貸出金残高は前期（令和5年3月末）対比9千万円減少、185億9千万円となりました。

国債等有価証券運用は、金利リスク上昇期でもあり、満期償還ある中で新規購入は抑制、前期（令和5年3月末）対比4億8千万円減少、令和6年3月末の有価証券残高は72億8千万円となりました。令和5年度も長期金利急上昇で有価証券の含み損は拡大しましたが、減損する債券はなく、利息配当金は維持できました。

令和5年度も定期預金キャンペーンにて、募集額の0.1%を地域活動に寄付させていただきました。新規先に対する事業性融資や消費者ローンは、金額としては小口の取組みとなりました。新中期3ヵ年計画に基づき、営業担当（1課職員）のお客さま訪問や外部専門機関との連携にて、経営改善支援、暮らしに関する課題解決支援に努めました。

この結果、収益につきましては、貸出金期中平均残高が前期対比で減少する中、貸出金利収入は増加、経費は前期対比で横ばいに抑制、令和5年度の税引後当期純利益50百万円を計上することができました。令和6年3月末の金融再生法開示債権比率（不良債権比率）は、不良債権処理も行い3.39%へ低下しました。

令和6年3月末の自己資本比率につきましては、預金残高が減少して（分母）リスクアセット（運用資産）は減少する中、（分子）コア資本は当期利益分が大きく増加しましたので、前年度比0.42%向上して9.23%となりました。自己資本比率規制の国内基準4%を大きく超えています。収益性の向上は、内部留保による自己資本の増加を通じて、当組合の健全性を向上させるものです。

● 事業の展望及び当組合が対処すべき課題

原価・資材高、人不足などの影響を受け、当組合のお客さまである小規模事業者、住民の方々は依然として厳しい状況におかれています。今後のポストコロナ期にあって、①事業再生支援、②経営改善・事業転換・再構築支援、③資金繰り支援・返済条件変更の3つを課題に、行政また地域の他支援機関と連携して、事業計画作成支援、実行支援などに努めます。

また令和6年度は当組合の新中期3ヵ年計画の2年目の年にあたります。計画の掲げる当組合の目的・使命は、「多様な人々が集まり、働き続け、住み続けられる街づくりに貢献する」です。この使命の実現のため、「お客さまのご相談相手になること」ができる体制や職員人材育成に努め、伴走型の金融支援と課題解決支援を行ってまいります。

引き続きコロナ感染症拡大防止に取り組めます。お客さまには一部ご不便をおかけいたしますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

当組合のあゆみ（沿革）

- 昭和28年1月／墨田区吾妻橋の現本店において開業
- 昭和31年10月／中小企業金融公庫代理貸付取扱開始
- 昭和32年1月／商工組合中央金庫代理貸付取扱開始
- 昭和32年12月／国民生活金融公庫代理貸付取扱開始
- 昭和38年7月／墨田区東向島に寺島支店開店
- 昭和41年3月／住宅金融公庫代理貸付取扱開始
- 昭和41年5月／葛飾区お花茶屋に葛飾支店開店
- 昭和51年12月／墨田区緑に本所支店開店
- 昭和54年2月／共同オンラインシステム加入稼働開始
- 平成10年10月／全国信用組合中央協会より優良組合として表彰をうける。
- 平成15年1月／創立50周年を迎える。（50周年式典開催）
- 平成25年1月／創立60周年を迎える。（60周年式典開催）
- 平成25年2月／でんさい（電子記録債権）ネットワークに加盟、サービス開始
- 令和2年4月／お客さまのご相談相手となることを目指した「新中期3ヵ年計画」
（令和2年4月～5年3月まで）作成
- 令和4年1月／創立70周年を迎える。
- 令和4年2月／墨田区に本店を構える東京東信用金庫・中ノ郷信用組合・東信用組合、地域連携で実績ある第一勧業信用組合と墨田区が連携して、墨田区内事業者の経営支援のためにHANDS（ハンズ）を結成
- 令和4年11月／全国の手形交換所が電子手形交換所へ統一
- 令和5年4月／お客さまが働き続け住み続けることができる街づくりに貢献することを使命とする「新中期3ヵ年計画」（令和5年4月～8年3月まで）作成

トピックス

- 令和5年4月～令和6年3月 年間を通じてHANDS（ハンズ）（東京東信用金庫・中ノ郷信用組合・東信用組合・第一勧業信用組合・墨田区）連携にて、各組織の壁を超えて墨田区内の事業者の課題解決支援（ビジネスマッチング、事業承継支援）を行いました。
- 年間を通じて、原則毎月2回、全店の営業担当者（ソリューション支援1課職員）が、営業店周のお取引がない事業先を訪問させていただき、課題解決支援（ビジネスマッチング、事業承継支援）を行いました。
- 令和5年7月 第一勧業信用組合ほか他信用組合と合同にて「しんくみふれあい観劇会」（明治座 梅沢富美男・三山ひろし特別公演）に参加しました。
- 令和5年8月 ご高齢住民の皆さまの安全を守る墨田区「すみだ高齢者見守りネットワーク事業」へ当組合も金融機関メンバーとして参加、日常のお客さま訪問時に職員が異常を察知した場合、高齢者支援総合センターへ情報連携させていただきます。
- 令和5年9月 「令和5年度全国しんくみの日週間」（9月1日～9月7日）では、ご来店のお客さまに墨田区福祉プロジェクト「すみのわ」製作の「牛革のケーブルホルダー」を進呈させていただきました。
- 令和6年1月 低金利でご利用しやすい「あづまMG保証付住宅ローン」の取扱いを開始しました。
- 令和6年3月 地域の社会的課題解決に取り組む法人・個人の方々を支援する墨田区の仕組みである「すみだの力応援基金」（地域課題解決支援のための基金）へ当組合も寄付をさせていただきました。

* 役員一覧 (理事および監事の氏名・役職名)

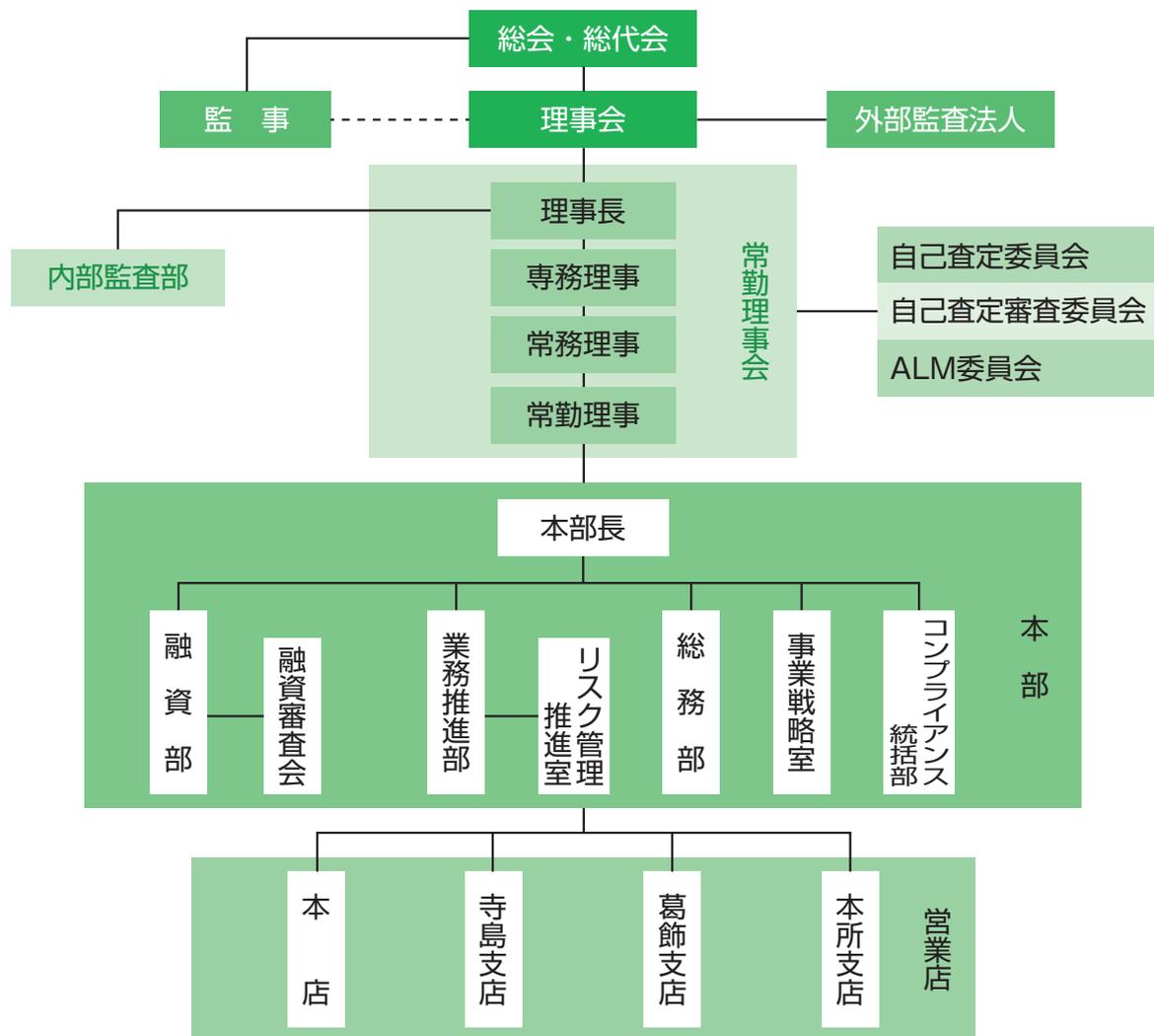
令和6年6月末現在

理事長	川村 実	理事	森 八一
専務理事	業務推進部長 風戸 健一	理事	石堀 方洋
常務理事	融資部長 武田 康弘	監事	寺田 圭介
常勤理事	本店長 江口 正治	監事	石毛 康則
常勤理事	総務部長 堀川 邦夫		

(注) 当組合は、職員出身者以外の理事2名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

* 事業の組織

東信用組合組織図



* 店舗一覧表 (事務所の名称・所在地) (自動機器設置状況)

店名	住所	電話	ATM
本店	〒130-0001 東京都墨田区吾妻橋1丁目5番3号	03(3622)7151	1台
寺島支店	〒131-0032 東京都墨田区東向島6丁目26番9号	03(3619)4021	1台
葛飾支店	〒124-0003 東京都葛飾区お花茶屋1丁目28番8号	03(3603)2531	1台
本所支店	〒130-0021 東京都墨田区緑2丁目14番8号	03(3632)7141	1台

地区一覧

墨田区 葛飾区
江東区 江戸川区
台東区 足立区
中央区 荒川区
千代田区

** 地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は、お客さまの課題解決支援を通じて、「お客さまの現在に寄り添い、明日を拓くパートナー」となることを使命（ミッション）としております。

このミッションのもと、人口減少、少子高齢化を背景とした地域社会の構造的変化の中で立ちすくむ中小企業や個人事業主また個人のお客さまのご相談相手となり、皆さまが抱える経営課題や個人のお困りごとに対して、金融支援とともに、専門家等と連携した経営改善アドバイスや課題解決支援など非金融支援を行い、とりわけ金融から排除されやすい皆さま方への金融包摂に取り組み、地域コミュニティとともに発展していくことを目指しています。

** 融資を通じた地域へのお役立ち

(1) 法人・個人向けご融資（先数と金額）

令和6年3月末現在貸出金186億円の内訳

○法人・事業者向け事業性融資（設備資金・運転資金）

貸出先数 308先

貸出金額 103億5千万円（1先あたり33百万円）（55.7%）

○個人向け融資（住宅・消費等）

貸出先数 426先

貸出金額 82億3千万円（1先あたり19百万円）（44.3%）

(2) 東京都・墨田区・葛飾区の制度融資の取組状況

当組合は、東京都や墨田区・葛飾区の中小企業向け制度融資を取扱っております。東京都や墨田区・葛飾区の制度融資は、原則、無担保・固定低金利というメリットがありますので積極的にご利用をおすすめしております。令和6年3月末現在では、東京都制度融資78件5億6千万円、墨田区・葛飾区の制度融資209件5億7千万円の残高となっております。当組合は墨田区新型コロナウイルス感染症緊急対策融資については独自で0.2%利子補助をさせていただいております。

(3) 小口融資の推進

お客さまにとって有利な制度融資につきましては、小口多数ご利用をいただいております。墨田区・葛飾区の制度融資では1件あたり残高3百万円と小口です。当組合は、ご融資金額の大小にかかわらず「お客さまのお役に立つことを第一」に考えて取り組んでおります。またオリエン트コーポレーション、クレディセゾン保証の保証付消費者ローン、速決フリーローンなどは1件数十万円からお取組みさせていただいております。

(4) 課題解決型融資の推進

お客さまの金融面でのお悩みごとや今後のご希望・ご計画などを親身におうかがいし、事業性融資ばかりか、不動産売買、賃貸、建築、事業承継、法人個人間借入金の整理、新事業展開、創業・独立など、ご経営や暮らしの課題解決につながる融資に努めております。お客さまの課題解決のご支援には、すみだビジネスサポートセンター、よろず支援拠点など外部支援機関とも連携させていただいております。

(5) 創業の支援

当組合は、低金利で有利、専門家による経営サポート（創業計画の作成と経営相談）もある東京都「女性・若者・シニア創業サポート制度」の創業融資に取り組んでいます。

** 預金を通じた地域へのお役立ち

信用組合は、設立当初から「足の金融機関」と言われておりますが、どんなに時代がかわっても、“貯蓄”はいざという時の助け。そのため当組合は、月掛け・集金の「定期積金」を推進しております。お客さまには、地区担当者（ソリューション支援1課職員）が、雨の日も風の日もご集金にお伺いしており、お客さまと二人三脚だから、確実にお金が貯まり、満期時は皆さまに喜んでいただいております。東信用組合は、お客さまとの絆、信頼関係をむすぶものとして、定期積金集金を堅持しております。

墨田区・葛飾区におきましても、構造的な産業構造の変化、高齢化等からこれまであった地域コミュニティの関係性が次第に薄くなってきております。その中であって、当組合はお客さまへの訪問活動を通じて安心してお話していただける相談相手となるよう努めております。

4店舗はご預金からご融資、でんさい業務まで行う総合店舗でございます。

** 信用組合の社会的責任

信用組合の社会的責任は、ご高齢のお客さま、小規模なご経営のお客さま、いまは資金不足ながら新しい事業にチャレンジしようとするお客さまに、安定的に金融サービスをご提供し続けることと考えており、組合も役職員も地域住民のひとりとして、金融を通じて地域社会に貢献することを目指しております。信用組合業界全体の取組みとしましては、毎年9月に「しんくみの日週間」を設け、各組合独自の社会貢献活動を展開しております。

ご高齢住民の皆さまの安全を守る墨田区「すみだ高齢者見守りネットワーク事業」へ当組合も金融機関メンバーとして参加、日常のお客さま訪問時に職員が異常を察知した場合、高齢者支援総合センターへ情報連携させていただく体制となっております。

文化的・社会的貢献に関する活動

東信用組合は、地域の皆様に愛され信頼される金融機関として、地元イベント行事（祭礼・町内会行事他）への参加や協賛活動を積極的に行い、心と心が触れ合う豊かな社会の維持・発展に貢献しています。令和5年度も本店は「牛嶋神社祭礼」、寺島支店は「長浦神社祭礼」「地元町会の夏の縁日イベント」、葛飾支店は「香取神社秋季祭礼」、「お花茶屋ふるさと祭り」、本所支店は「亀戸神社祭礼」「地元町会の模擬店お祭り広場」など、営業店職員が積極的に参加させていただいております。

* 苦情処理措置

(1) 苦情相談窓口の設置

東信用組合では、お客さまからのご要望等（ご契約や商品に関する相談・苦情を含む）にお応えするため、「お客さま相談窓口」を設置しております。ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または本部お客さま相談窓口にお申しつけください。なお、苦情等対応手続については別途リーフレットをご用意しておりますのでお申しつけいただくか、当組合のホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.azuma.shinkumi.jp/>

東信用組合 本部 「お客さま相談窓口」
電話番号：03-3622-7156
受付日：月曜から金曜（祝日および組合の休業日は除く）
時間：午前9時～午後5時

(2) 紛争解決措置

苦情内容等から難しいお話し合いにすすみまされた場合、紛争解決のため、下記の弁護士会窓口をご利用いただくことも可能です。ご利用を希望されるお客様は、当組合「お客さま相談窓口」または下記「しんくみ相談所」までお申し出ください。またお客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。下記東京・第一東京・第二東京弁護士会の各仲裁センターは、東京以外の地域の方々もご利用可能で、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続をすすめる方法もあります。

- ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
- ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）
第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）
第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

【窓口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日（祝日及び協会の休業日は除く）
受付時間：午前9時～午後5時
電話：03-3567-2456
住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）

** 「経営者保証に関するガイドライン」への対応と取組み方針

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨をふまえ、本ガイドラインを遵守・尊重してまいります。事業性融資における経営者保証については一律的・機械的に取得することなく、お客さまの状況に応じて、保証契約の必要性を十分に検討するとともに、経営者保証を頂く場合には、その理由や範囲等について真摯にかつ丁寧にご説明し、お客さまにご理解・ご納得をいただけますよう努めてまいります。

1. お客さまと保証契約を締結する際、主に以下の点について確認を行い、その上で保証金額を含め総合的な検討を行います。
 - ①法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
 - ②法人と経営者間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
 - ③法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
 - ④法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
 - ⑤経営者等から十分な物的担保の提供がある。

審査の結果、保証をご提供いただく場合、「どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」等につきましてご説明させていただきます。また、将来的な保証契約の見直しに向けた経営改善のお手伝いをさせていただきます。

2. 万一、保証履行を請求せざるを得ない状況の場合にも、一律に保証金額の全額に対して請求を行うものではなく、保証履行時のお客さまの資産状況等を勘案したうえで履行の範囲を決定します。

3. お客さまから保証契約の変更・解除のお申出があった場合は、主に左記1. ①～⑤について検討し、改めて保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応します。

■経営者保証相談窓口

【東信用組合 本部】

受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）
受付時間：午前9時～午後5時
電話：03-3622-7156（代）

【金融庁 経営者保証ホットライン】

受付時間：平日10時～17時
電話：0570-067755

●「経営者保証に関するガイドライン」の取組み状況

	令和4年度	令和5年度
新規に無保証で融資した件数	45件	73件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	23.5%	29.2%
保証契約を解除した件数	2件	2件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当組合をメイン金融機関として実施したものに限る）	0件	0件

* リスク管理体制・法令等遵守体制

社会的要因として少子高齢化、人材流動化、価値観の多様化、経済的要因として、日本銀行の金融政策変更（金利ある世界へ）、エネルギー・原材料費高騰、コロナ融資の返済本格化、中小企業の事業承継難など金融機関を取り巻くさまざまなリスクが増大している中、信用組合がお客さまからの信頼にお応えするためには、各種リスクを的確に把握、管理することを通じて、安定した経営を行なう必要があると考えております。東信用組合は、信用組合として相応しいリスク管理態勢を整備しております。また金融機関の公共性の観点から、業務を行う従業員の「法令等遵守」（コンプライアンス）には特に配慮し、法令を守るにとどまらず「それはお客さまにとって正しいか」などお客さま本位の業務運営を行っております。

1. 信用リスク管理

貸出に関する基本的な経営方針（クレジットポリシー）や信用リスク管理規程等を定め、小規模企業や個人のお客さまの経営や暮らしに関する課題解決につながるような融資を目指しております。金融円滑化対応また「経営者保証ガイドライン」に対応して、事業性融資における経営者保証についてはお客さまの状況に応じて、保証契約の必要性を十分に検討するとともに、経営者保証をいただく場合には、その理由や範囲等について真摯にかつ丁寧に説明させていただいております。貸出金など債権の自己査定は、本部にて営業店の一次査定結果を検証し、会計監査法人による自己査定の検証を受けております。

2. 市場リスク・流動性リスク

当組合は過度な市場リスク（価格変動リスク、金利リスク）はとらない方針で臨み、運用結果については定期的に理事会に報告しております。日本銀行の金融政策変更もあり、金利リスクは増加していますが、統合的リスク管理の中で金利リスクを統制しています。流動性リスクについては、安定的な資金調達力が流動性資金確保のための基盤と考え、預貸金の動向を常にチェックし、資金繰りに万全を期し、支払準備資金の維持に努めております。

3. 事務リスク・システムリスク等オペレーショナル・リスク

事務リスクについては、堅確な事務処理を行うため、内部事務規程等を整備し、会議・研修で職員への周知・徹底、指導しております。営業店はお客さまへの適切なお説明、相談・苦情対応、情報漏えい防止に努めております。システムリスクについては、基幹システムは信用組合の共同センターに加入、安定稼働しております。ネット環境については、定期的に脆弱性診断を受け、標的型メール訓練を行うなどサイバーセキュリティ対応にも努めております。

4. 内部監査

当組合における内部監査は、当組合の業務運営の適正性を確保するために、各種リスク管理態勢の有効性を評価し、改善を促すことを目的として、内部監査部が営業店、本部に対して定期的に実施しております。

5. 会計監査

当組合は外部監査を必須とする特定信用組合ではありませんが、会計監査法人による会計監査を受けております。

6. 経営管理

当組合は、昭和32年以降一貫して監事も理事会に出席して発言・審議するなど透明性の高い、相互牽制がとれる経営管理を行っております。

7. 法令等遵守態勢

法令等遵守体制を整備・確立する指針として「法令等遵守基本方針」「法令等遵守規程」を定め、組織としては営業店・本部に「コンプライアンス担当者」、統括部署たる「コンプライアンス統括部」を設置しております。年度毎に「コンプライアンス実施計画」をたて、コンプライアンス会議や研修会など、コンプライアンス向上に努めております。

当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

理を行っております。

- (1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。
- (2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- (3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等々を評価し、これを踏まえて、方針（基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針）・手続（マネロン対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等）・計画（マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム）等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに警察庁のご指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせていただくことがございます。

お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

報酬体系について

●対象役員

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a.決定方法 b.支払手段 c.決定時期と支払時期

(2) 役員に対する報酬

(単位：百万円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	23	25
監 事	2	5
合 計	25	30

(注) 1. 左記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。
2. 支払人数は、理事8名、監事3名です。
3. 使用人兼務理事2名の使用人分の報酬（賞与を含む）は、10百万円です。
4. 上記以外に支払った役員賞与金はありません。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

●対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であつて、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れておらず、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

顧客保護等管理方針

1. お客さま保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程（以下「法令等」といいます。）を遵守して誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス（以下「商品等」といいます。）を利用し又利用しようとする方（以下「お客さま」といいます。）の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客さまからの信頼を確保するために継続的に取り組みます。

2. お客さまへの説明について

当組合は、法令等を遵守して、お客さまへの説明を要するすべての商品等について、お客さまの取引目的、ご理解、ご経験、ご資産の状況等に応じた適切かつ十分な商品説明と情報提供を行います。

3. お客さまからのご相談・苦情等の対処について

当組合は、お客さまからのご相談・苦情等について、迅速かつ誠実に対応し、お客さまの正当な利益を公正に確保して、もって当組合の事業についてお客さまのご理解が得られるように努めます。

4. お客さまの情報管理について

(1) 当組合は、お客さまの情報について、これを適法かつ適切な手段で取得し、正当な理由なく、当組合がお客さまに明示した利用目的の範囲を超えた取扱いや外部への提供を行いません。

(2) 当組合は、お客さまの情報の正確性の維持に努めるとともに、お客さまの情報への不正なアクセスや情報の流出のため、適切かつ十分な安全保護措置を講じます。

5. 当組合の業務を外部委託する場合におけるお客さま情報の取扱やお客さまへの対応について

当組合がその業務を第三者に外部委託する場合においても、お客さまの情報及びお客さまへの対応が適切に行われるように外部委託先を管理します。

なお、お客さまからのご相談・苦情等については、当組合の各営業店のほか、次のお問合わせ窓口までお申し出ください。

「お問合わせ窓口」

東京都墨田区吾妻橋 1-5-3

東信用組合 本部（コンプライアンス統括部） 電話番号 03-3622-7156

（受付時間：午前9時から午後5時まで ただし当組合の休業日を除く）

* 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	2,079,606	2,123,711
うち、出資金及び資本剰余金の額	214,291	214,291
うち、利益剰余金の額	1,871,743	1,915,848
うち、外部流出予定額(△)	6,428	6,428
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	9,294	10,562
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	9,294	10,562
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	26,103	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,115,004	2,134,274
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,765	1,653
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,765	1,653
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1,765	1,653
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	2,113,238	2,132,620
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	23,162,762	22,211,785
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	580,074	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	580,074	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	820,050	888,900
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	23,982,812	23,100,685
自己資本比率		
自己資本比率(ハ)/(ニ)	8.81%	9.23%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算定しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

1. 自己資本調達手段の概要(令和5年度末現在)

当組合の自己資本につきましては、当組合が積み立てているもの以外は、地域のお客さまによる出資金にて調達しております。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度毎にかかせる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

組合員の推移

区 分	令和4年度	令和5年度
組合員数	8,509人	8,399人
個人	7,756人	7,655人
法人	753人	744人
出資金	214,291千円	214,291千円
個人	171,376千円	171,703千円
法人	42,914千円	42,587千円

出資配当率

令和4年度	令和5年度
3%	3%

* 主要な経営指標等の推移

(単位：千円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益	461,193	522,443	500,227	562,911	519,145
経常利益	17,844	14,923	15,379	70,032	63,134
当期純利益	13,919	11,488	13,968	65,571	50,533
預金積金残高	33,223,299	34,021,411	35,260,663	35,462,987	34,294,332
貸出金残高	17,593,681	19,091,515	19,073,873	18,695,809	18,598,037
有価証券残高	7,442,664	7,671,755	7,651,850	7,767,880	7,282,620
総資産額	36,506,372	38,003,073	39,170,649	38,082,601	36,870,114
純資産額	2,494,516	2,491,600	2,432,060	2,347,143	2,305,963
自己資本比率(単体)	9.16 %	8.81 %	8.53 %	8.81 %	9.23 %
出資総額	214,291	214,291	214,291	214,291	214,291
出資総口数	2,142,917 □	2,142,917 □	2,142,917 □	2,142,917 □	2,142,917 □
出資に対する配当金	6,265	6,428	6,428	6,428	6,428
職員数	39 人	43 人	41 人	42 人	40 人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」については、平成18年度計数より金融庁告示第22号により算出してあります。

1店舗当りの預金および貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	令和4年度末	令和5年度末
1店舗当りの預金残高	8,865	8,573
1店舗当りの貸出金残高	4,673	4,649

職員1人当りの預金および貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	令和4年度末	令和5年度末
職員1人当りの預金残高	844	857
職員1人当りの貸出金残高	445	464

* 主要な事業の内容

A. 預金業務

(イ) 預金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金を取り扱っております。

(ロ) 譲渡性預金

譲渡可能な定期預金は取り扱っておりません。

B. 貸出業務

(イ) 貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。

(ロ) 手形の割引

商業手形及び荷付為替手形の割引を取り扱っております。

C. 商品有価証券売買業務

売買業務を行っておりません。

D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

E. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取り扱っております。

F. 外国為替業務

取り扱っておりません。

G. 社債受託及び登録業務

取り扱っておりません。

H. 金融先物取引等の受託等業務

取り扱っておりません。

I. 附帯業務

(イ) 債務の保証業務

(ロ) 有価証券の貸付業務

(ハ) 代理業務

(a) 全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫等の代理貸付業務

(b) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務

(ニ) 地方公共団体の公金取扱業務

(ホ) 株式払込金の受入代理業務

(ヘ) 貸金庫業務

(ト) 電子債権記録業に係る業務

令和5年度の協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当について

当組合の不良債権の開示は、不良債権に対する担保・保証額と貸倒引当金額を合計して、保全率を明らかにしております。令和5年度における協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全率は98.6%となっており、破産更生債権、危険債権は100%保全されています。

令和5年度は、コロナ感染症対応の出口となりましたが経営環境は厳しく、その中担保不動産売却等もあり不良債権は減少、当組合の金融再生法開示債権比率（不良債権比率）は、前年度比0.38%低下して3.39%となりました。

* ■ 協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：千円、%)

区 分		残 高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)	引当率 (C)/(A-B)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和4年度	90,262	62,763	27,499	100.0	100.0	
	令和5年度	75,865	39,369	36,496	100.0	100.0	
危 険 債 権	令和4年度	574,445	550,357	24,088	100.0	100.0	
	令和5年度	520,016	507,127	12,889	100.0	100.0	
要 管 理 債 権	令和4年度	42,393	31,321	82	74.0	0.7	
	令和5年度	36,149	27,449	70	76.1	0.8	
	三月以上延滞債権	令和4年度	—	—	—	—	—
		令和5年度	—	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	令和4年度	42,393	31,321	82	74.0	0.7
		令和5年度	36,149	27,449	70	76.1	0.8
小 計	令和4年度	707,101	644,442	51,670	98.4	82.4	
	令和5年度	632,032	573,947	49,455	98.6	85.1	
正 常 債 権	令和4年度	18,000,749					
	令和5年度	17,981,826					
合 計	令和4年度	18,707,851					
	令和5年度	18,613,858					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1に掲げるものを除く。）です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1及び2に掲げるものを除く。）です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く。）です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2及び3に掲げるものを除く。）です。
7. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）です。
10. 金額は決算後（償却後）の計数です。

貸出金償却及び引当状況について

* ■ 貸出金償却額

(単位：千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
貸 出 金 償 却 額	990	—

* ■ 貸倒引当金の内訳

(単位：千円)

項 目	令和4年度		令和5年度	
	期末残高	増 減 額	期末残高	増 減 額
一 般 貸 倒 引 当 金	9,294	595	10,562	1,268
個 別 貸 倒 引 当 金	51,587	▲8,030	49,385	▲2,202
貸 倒 引 当 金 合 計	60,881	▲7,435	59,947	▲934

(注) 当組合では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

■ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：千円)

	個 別 貸 倒 引 当 金								貸 出 金 償 却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高		令和4年度	令和5年度
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度		
製 造 業	10,581	17,658	7,076	4,347	—	—	17,658	22,005	—	—
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱 供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	6,171	6,043	—	—	▲127	▲3,324	6,043	2,719	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	28,547	24,389	—	—	▲4,158	—	24,389	24,389	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・ 技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	8,357	—	—	—	▲8,357	—	—	—	990	—
生活関連サー ビス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	3,110	3,497	387	—	—	▲3,225	3,497	272	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計	56,767	51,587	7,463	4,347	▲12,642	▲6,549	51,587	49,385	990	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人(住宅・消 費・納税資金等)	2,850	—	—	—	▲2,850	—	—	—	—	—
合 計	59,617	51,587	7,463	4,347	▲15,492	▲6,549	51,587	49,385	990	—

1. 貸出金償却は、損益計算書の「貸出金償却」と一致します。

2. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●貸借対照表注記事項

- 以下の注記の記載金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成13年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 259百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 839百万円
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出いたしました。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 179百万円
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 7年～65年
その他 2年～20年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、当組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、当組合が定めている償却・引当の計上基準規程に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てしております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てしております。
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、本部及び営業店が資産査定を実施し、当該部署から独立した自己査定審査委員会が査定結果を監査しており、その査定結果により上記の引当を行っております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3百万円であります。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
なお、当組合は、信用組合等により設立された企業年金制度（確定給付企業年金基金）を採用しております。
企業年金制度は、令和2年度において、総合型厚生年金基金から、確定給付企業年金基金に移行しておりますが、本移行に伴う当組合への影響額はありません。
当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
(1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和5年3月31日現在）
年金資産の額 219,079百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 216,116百万円
差引額 2,962百万円
(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
自令和4年4月1日 至令和5年3月31日 0.331%
(3) 補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高11,094百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間9年の元利均等償却であり、当組合は当事業年度の計算書類上、特別掛金14百万円を費用処理しています。
なお、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権はありません。
- 有形固定資産の減価償却累計額 523百万円
- 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 75百万円
危険債権額 520百万円
要管理債権額 36百万円
三月以上延滞債権額 —
貸出条件緩和債権額 36百万円
小計額 632百万円
正常債権額 17,981百万円

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、100百万円であります。
 - 担保に提供している資産は次のとおりであります。
担保提供している資産 預け金 500百万円（全信組連当座貸越契約）
担保資産に対応する債務はありません。
上記のほか、為替決済保証金、都公金取扱い等のために預け金948百万円を担保提供し、水道料金取扱いのための担保金としてその他資産2百万円を差入れております。
 - 出資1口当たりの純資産額は1,076円8銭であります。
 - 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
 - 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また有価証券は主に債券であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり流動性リスクに晒されております。
 - 金融商品に係るリスク管理体制
 - 信用リスクの管理
当組合は、信用リスク管理規程等諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また定期的に、理事会にて審議・報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスクは、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 - 市場リスクの管理
 - 金利リスクの管理
当組合は、ALMによって金利変動リスクを管理しております。ALM委員会規程等においてリスク管理方法や手続等を定め、金利変動リスクは理事会等に報告しています。また総務部において、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤理事会に報告しております。
 - 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の監督の下、余裕資金運用規程に従い行われ、運用状況については、総務部より理事会に定期的に報告されております。
 - 市場リスクに係る定量的情報
当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。
当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、『協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本比率の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）』において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあつては定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあつては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、経済価値は、729百万円減少するものと把握しております。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動額を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
 - 資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
 - 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。
なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金、借入金については、

19. 金融商品の時価等に関する事項
 簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。
 令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	9,264	9,267	3
(2) 有価証券 その他有価証券	7,272	7,272	—
(3) 貸出金(*1) 貸倒引当金(*2)	18,598 ▲59		
	18,538	19,083	545
金融資産計	35,075	35,623	548
(1) 預金積金(*1)	34,294	34,220	▲73
金融負債計	34,294	34,220	▲73

- (*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
 (*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金 (簡便な方法により算出)

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

(3) 貸出金 (簡便な方法により算出)

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

- ① 6カ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。
 ② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金 (簡便な方法により算出)

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸 借 対 照 表 計 上 額
非上場株式(*1)	10
組合出資金(*2)	229
合 計	239

- (*1) 非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
 (*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の開示に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	9,264	—	—	—	—
有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	1,200	898	497	2,237	2,423
貸出金*	11,210	1,339	393	1,352	3,707
合 計	21,676	2,237	890	3,589	6,130

* 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。預け金のうち、要求払預金は1年以内に含めております。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金*	25,926	8,144	200	24	—
合 計	25,926	8,144	200	24	—

* 預金積金のうち、要求払預金は1年以内に含めております。

20. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「その他の証券」が含まれております。以下23迄同様であります。

- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
 (2) 満期保有目的の債券に区分した債券はありません。
 (3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。
 (4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】 (単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
債 券	1,505	1,499	5
国 債	100	99	0
社 債	1,405	1,400	5
小 計	1,505	1,499	5

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】 (単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
債 券	5,751	5,999	▲247
国 債	623	699	▲76
地 方 債	96	100	▲3
社 債	5,032	5,200	▲167
そ の 他	15	16	▲1
小 計	5,767	6,016	▲249
合 計	7,272	7,516	▲244

(注1) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。なお、上記の評価差額▲244百万円を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

21. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。
 22. 当期中に売却したその他有価証券はありません。
 23. その他有価証券のうち満期があるものの債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	1,200	1,400	2,300	2,600
国 債	100	—	—	700
地 方 債	—	—	—	100
社 債	1,100	1,400	2,300	1,800
合 計	1,200	1,400	2,300	2,600

24. 当座貸越契約に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、110百万円であり、すべて任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

25. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	13百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	8
税務上の繰越欠損金	—
その他	14
繰延税金資産小計	36
評価性引当額	▲32
繰延税金資産合計	4
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	—
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産の純額	4百万円

26. 収益に係る消費税及び地方消費税の額に重要性が乏しいことから、消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
 27. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 59百万円

貸倒引当金の算定方法は、重要な会計方針として6に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

* 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
経常収益	562,911	519,145
資金運用収益	457,185	482,774
貸出金利息	391,731	419,290
預け金利息	11,173	10,064
有価証券利息配当金	47,214	46,353
その他の受入利息	7,066	7,066
役務取引等収益	30,354	27,322
受入為替手数料	6,837	6,559
その他の役務収益	23,517	20,763
その他業務収益	67,041	6,829
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	59,180	—
その他の業務収益	7,861	6,829
その他経常収益	8,329	2,218
貸倒引当金戻入益	7,434	—
償却債権取立益	24	1,014
株式等売却益	—	—
その他の経常収益	870	1,203
経常費用	492,879	456,011
資金調達費用	7,651	8,466
預金利息	6,314	7,096
給付補填備金繰入額	1,257	1,316
その他の支払利息	79	53
役務取引等費用	12,666	14,505
支払為替手数料	1,358	1,323
その他の役務費用	11,308	13,181
その他業務費用	41,321	862
国債等債券売却損	39,083	—
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	2,238	862
経費	428,161	429,743
人件費	296,194	301,080
物件費	121,532	117,902
税金	10,435	10,760
その他経常費用	3,076	2,432
貸倒引当金繰入額	—	2,175
貸出金償却	990	—
株式等売却損	—	—
株式等償却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	2,086	256
経常利益	70,032	63,134
特別利益	—	—
固定資産処分益	—	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
証券取引責任準備金取崩額	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	4,011	74
固定資産処分損	4,011	74
減損損失	—	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	66,021	63,059
法人税・住民税及び事業税	450	16,578
法人税等調整額	—	▲4,052
法人税等合計	450	12,525
当期純利益	65,571	50,533
土地再評価差額金取崩額	—	—
繰越金(当期首残高)	91,880	51,023
70周年記念事業準備金取崩額	1,797	—
当期末処分剰余金	159,249	101,557

損益計算書注記事項

- 以下の注記の記載金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益 23円58銭であります。
- 経常収益に含まれる消費税及び地方消費税の額は92万円であります。

* 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
当期末処分剰余金	159,249	101,557
積立金取崩額	8,202	—
剰余金処分額	116,428	6,428
利益準備金	—	—
特別積立金	110,000	—
普通出資に対する配当金	6,428	6,428
	(年3%の割合)	(年3%の割合)
繰越金(当期末残高)	51,023	95,128

主要な経理・経営の状況を示す指標

* 業務粗利益

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
資金運用収益	457,185	482,774
資金調達費用	7,651	8,466
資金運用収支	449,534	474,308
役務取引等収益	30,354	27,322
役務取引等費用	12,666	14,505
役務取引等収支	17,688	12,816
その他業務収益	67,041	6,829
その他業務費用	41,321	862
その他の業務収支	25,720	5,966
業務粗利益	492,942	493,092
業務粗利益率	1.31%	1.37%

(注) 1. 資金調達費用は、金銭信託等運用見合費用を控除して表示しております。

$$2. \text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

* 業務純益等

(単位：千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
業務純益	66,816	64,441
実質業務純益	66,816	64,441
コア業務純益	46,719	65,709
コア業務純益 (除く投資信託解約損益)	46,719	65,709

(注) 業務純益=業務収益-業務費用

業務収益 (貸出金利息・預け金利息・有価証券利息配当金・役務取引等収益・その他業務収益)

業務費用 (預金利息等の資金調達費用、役務取引等費用、その他業務費用、人件費、物件費、税金、一般貸倒引当金繰入額)

実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額

コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

(注) 行政報告である「決算速報」ベースで記載しております。

主要な経理・経営の状況を示す指標

経費の内訳

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和5年度
人件費	294,158	298,719
報酬給料手当	240,606	242,699
退職給付費用	15,822	16,686
その他	37,730	39,333
物件費	121,532	117,902
事務費	66,407	58,890
固定資産費	14,867	14,975
事業費	12,572	13,721
人事厚生費	3,924	2,589
減価償却費	18,768	22,625
その他	4,994	5,100
税金	10,435	10,760
経費合計	426,126	427,382

(注) 行政報告である「決算速報」ベースで記載しております。

役員取引の状況

(単位：千円)

科目	令和4年度	令和5年度
役員取引等収益	30,354	27,322
受入為替手数料	6,837	6,559
その他の受入手数料	23,515	20,763
その他の役員取引等収益	1	—
役員取引等費用	12,666	14,505
支払為替手数料	1,358	1,323
その他の支払手数料	774	201
その他の役員取引等費用	10,534	12,980

* 受取利息および支払利息の増減

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和5年度
受取利息の増減	23,806	25,589
支払利息の増減	▲46	815

(注) 1. 令和5年度受取利息の増減の内訳
 資金運用勘定利息482,774千円(令和5年度) - 457,185千円(令和4年度) = 25,589千円
 2. 令和5年度支払利息の増減の内訳
 資金調達勘定利息8,466千円(令和5年度) - 7,651千円(令和4年度) = 815千円

* 資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科目	年度	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	令和4年度	37,524 ^{百万円}	457,185 ^{千円}	1.21%
	令和5年度	35,914	482,774	1.34
うち貸出金	令和4年度	18,768	391,731	2.08
	令和5年度	18,617	419,290	2.25
うち預け金	令和4年度	10,484	11,173	0.10
	令和5年度	9,464	10,064	0.10
うち有価証券	令和4年度	8,042	47,214	0.58
	令和5年度	7,604	46,353	0.61
資金調達勘定	令和4年度	36,095	7,697	0.02
	令和5年度	34,635	8,466	0.02
うち預金積金	令和4年度	35,436	7,571	0.02
	令和5年度	34,625	8,412	0.02
うち譲渡性預金	令和4年度	—	—	—
	令和5年度	—	—	—
うち借入金	令和4年度	643	—	0.00
	令和5年度	—	—	0.00

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和4年度8,873千円、令和5年度8,404千円)を、控除して表示しております。

* 総資産利益率

(単位：%)

区分	令和4年度	令和5年度
総資産経常利益率	0.18	0.17
総資産当期純利益率	0.16	0.13

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

* 総資金利鞘等

(単位：%)

区分	令和4年度	令和5年度
資金運用利回(a)	1.21	1.34
資金調達原価率(b)	1.20	1.25
総資金利鞘(a-b)	0.01	0.09

(注) 1. 資金運用利回 = $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$
 2. 資金調達原価率 = $\frac{\text{資金調達費用} + \text{経費}}{\text{資金調達勘定計平均残高}} \times 100$

その他業務収益の内訳

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和5年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	59,180	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	7,861	6,829
その他業務収益合計	67,041	6,829

資金調達(預金積金)の状況

* 預金種目別平均残高

(単位：千円、%)

種 目	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	12,954,935	36.5	12,499,743	36.4
定期性預金	22,398,868	63.2	21,748,616	63.4
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	82,484	0.2	45,972	0.1
合 計	35,436,290	100.0	34,294,332	100.0

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

* 定期預金種類別残高

(単位：百万円)

区 分	令和4年度末	令和5年度末
固定金利定期預金	19,897	19,564
変動金利定期預金	—	—
その他の定期預金	—	—
合 計	19,897	19,564

預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度末		令和5年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個人	30,437	85.8	29,652	86.4
法人	5,025	14.1	4,642	13.5
一般法人	5,015	14.1	4,625	13.4
金融機関	0	0.0	—	0.0
公 金	10	0.0	16	0.0
合 計	35,462	100.0	34,294	100.0

財形貯蓄残高

(単位：千円)

項 目	令和4年度末	令和5年度末
財形貯蓄残高	—	—

資金運用(貸出金)の状況

* 貸出金種類別平均残高

(単位：千円、%)

科 目	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	74,059	0.3	87,462	0.4
手形貸付	701,867	3.7	507,287	2.7
証書貸付	17,939,682	95.5	17,969,012	96.5
当座貸越	52,910	0.2	53,497	0.2
合 計	18,768,519	100.0	18,617,258	100.0

* 貸出金金利区分別残高

(単位：百万円)

区 分	令和4年度末	令和5年度末
固定金利貸出	2,716	2,040
変動金利貸出	15,979	16,558
合 計	18,695	18,598

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：千円、%)

区 分	令和4年度末		令和5年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	195,637	18.2	218,723	20.9
住宅ローン	878,080	81.7	823,130	79.0
合 計	1,073,717	100.0	1,041,853	100.0

* 貸出金業種別残高・構成比

(単位：千円、%)

業 種 別	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製造業	1,577,363	8.4	1,443,065	7.7
農業、林業	39,698	0.2	33,404	0.1
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	416,364	2.2	203,053	1.0
電気・ガス・熱供給・水道業	7,000	0.0	4,000	0.0
情報通信業	99,091	0.5	91,604	0.4
運輸業、郵便業	203,204	1.0	179,228	0.9
卸売業、小売業	1,146,392	6.1	1,039,687	5.5
金融業、保険業	156	0.0	—	0.0
不動産業	4,031,653	21.5	4,362,258	23.4
物品賃貸業	31,069	0.1	30,589	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	15,526	0.0	14,686	0.0
宿泊業	143,848	0.7	136,954	0.7
飲食業	1,107,083	5.9	1,379,609	7.4
生活関連サービス業、娯楽業	109,557	0.5	97,397	0.5
教育、学習支援業	14,802	0.0	13,660	0.0
医療、福祉	18,887	0.1	12,248	0.0
その他のサービス	908,450	4.8	703,268	3.7
その他の産業	577,234	3.0	613,674	3.3
小 計	10,447,384	55.8	10,358,390	55.6
国・地方公共団体等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	8,248,425	44.1	8,239,647	44.3
合 計	18,695,809	100.0	18,598,037	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

資金運用(貸出金)の状況

* 貸出金使途別残高

(単位：千円、%)

区 分	令和4年度末		令和5年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
運 転 資 金	6,449,919	34.4	6,382,937	34.3
設 備 資 金	12,245,889	65.5	12,215,100	65.6
合 計	18,695,809	100.0	18,598,037	100.0

* 預 貸 率

(単位：%)

区 分	期 末	令和4年度	令和5年度
		金額	金額
預 貸 率	期 末	52.71	54.23
	期 中 平 均	52.96	53.76

(注) 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

* 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：千円、%)

区 分		金額	構成比	債務保証見返額
当組合預金積金	令和4年度末	708,304	3.7	—
	令和5年度末	793,903	4.2	—
有 価 証 券	令和4年度末	—	—	—
	令和5年度末	—	—	—
動 産	令和4年度末	—	—	—
	令和5年度末	—	—	—
不 動 産	令和4年度末	15,128,826	80.9	—
	令和5年度末	14,971,898	80.5	—
そ の 他	令和4年度末	—	—	—
	令和5年度末	—	—	—
小 計	令和4年度末	15,837,130	84.7	—
	令和5年度末	15,765,802	84.7	—
信用保証協会・信用保険	令和4年度末	1,419,483	7.5	—
	令和5年度末	1,207,650	6.4	—
保 証	令和4年度末	520,180	2.7	—
	令和5年度末	543,692	2.9	—
信 用	令和4年度末	919,015	4.9	—
	令和5年度末	1,080,893	5.8	—
合 計	令和4年度末	18,695,809	100.0	—
	令和5年度末	18,598,037	100.0	—

資金運用(有価証券等)の状況

* 有価証券種類別平均残高

(単位：千円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国 債	981,572	12.2	846,341	11.1
地 方 債	196,712	2.4	100,000	1.3
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	6,836,541	85.0	6,630,874	87.1
株 式	10,300	0.1	10,300	0.1
そ の 他 の 証 券	16,973	0.2	16,973	0.2
貸付有価証券	—	—	—	—
合 計	8,042,099	100.0	7,604,489	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

* 預 証 率

(単位：%)

区 分	期 末	令和4年度	令和5年度
		金額	金額
預 証 率	期 末	21.90	21.23
	期 中 平 均	22.69	21.96

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

* 有価証券種類別残存期間別残高

(単位：千円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国 債	令和4年度末	100,000	100,000	—	700,000
	令和5年度末	100,000	—	—	700,000
地 方 債	令和4年度末	—	—	—	100,000
	令和5年度末	—	—	—	100,000
短 期 社 債	令和4年度末	—	—	—	—
	令和5年度末	—	—	—	—
社 債	令和4年度末	500,000	2,200,000	2,500,000	1,700,000
	令和5年度末	1,100,000	1,400,000	2,300,000	1,800,000
株 式	令和4年度末	—	—	—	—
	令和5年度末	—	—	—	—
外国証券	令和4年度末	—	—	—	—
	令和5年度末	—	—	—	—
その他の証券	令和4年度末	—	—	—	—
	令和5年度末	—	—	—	—
合 計	令和4年度末	600,000	2,300,000	2,500,000	2,500,000
	令和5年度末	1,200,000	1,400,000	2,300,000	2,600,000

* 有価証券、金銭の信託等の取得価格または契約価格、時価及び評価損益

(単位：千円)

項 目	取得価格または契約価格	時 価	評価損益
有 価 証 券	令和4年度末	7,926,629	7,767,880 ▲158,749
	令和5年度末	7,526,655	7,282,620 ▲244,035
金 銭 の 信 託	令和4年度末	—	—
	令和5年度末	—	—
デリバティブ等商品	令和4年度末	—	—
	令和5年度末	—	—

(注) 1. 「時価」は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会:平成11年1月22日)に定める時価に基づいて表示しております。なお、時価のないものについては、帳簿価格で表示しております。
2. デリバティブ等商品とは、預金等と協同組合による金融事業に関する法律施行規則第5条の7第1項第5号に掲げる取引(金融先物取引、金融等デリバティブ取引、先物外国為替取引、有価証券デリバティブ取引等)を組合せた商品です。

資金運用(有価証券等)の状況

先物取引の時価情報

該当ありません

オフバランス取引の状況

該当ありません

有価証券の時価情報

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	2,413	2,400	13	1,505	1,499	5
	国 債	201	200	1	100	99	0
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	2,212	2,200	12	1,405	1,400	5
そ の 他	—	—	—	—	—	—	
小 計		2,413	2,400	13	1,505	1,499	5
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	5,329	5,499	▲169	5,751	5,999	▲247
	国 債	657	699	▲41	623	699	▲76
	地 方 債	98	100	▲1	96	100	▲3
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	4,573	4,700	▲126	5,032	5,200	▲167
そ の 他	14	16	▲2	15	16	▲1	
小 計		5,344	5,516	▲172	5,767	6,016	▲249
合 計		7,757	7,916	▲158	7,272	7,516	▲244

(注) 1. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	—	—
関連法人等株式	—	—
非 上 場 株 式	10	10
組 合 出 資 金	229	229
合 計	239	239

(注) 1. 子会社・子法人等株式、関連法人等株式、非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
2. 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

満期保有目的の債券

該当ありません

売買目的有価証券

該当ありません

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当ありません

その他の業務

国内為替取扱実績

(単位：百万円)

区 分		令和4年度末		令和5年度末	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	他の金融機関向け	11,462	9,214	11,063	10,526
	他の金融機関から	16,730	10,921	16,507	10,643
代金取立	他の金融機関向け	2	0	—	—
	他の金融機関から	79	180	—	—

代理貸付残高の内訳

該当ありません

その他の業務

公共債引受額

該当ありません

公共債窓販実績

該当ありません

外国為替取扱高

該当ありません

外貨建資産残高

該当ありません

当組合の子会社

該当ありません

経営管理体制

**

法定監査の状況

監査報告書

私たち監事は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第72期事業年度の理事の職務の執行に関して監査を致しましたので、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事会が定めた監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、理事、内部監査部門その他職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、理事の利益相反取引の有無及び法令上必要な手続きが履践されているか否かを確認し、組織及び規程類を監査し、重要な決裁書類等を閲覧しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告及びその附属明細書の監査結果

一. 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示しているものと認めます。

二. 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、組合の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和6年5月28日

東信用組合

監事 寺田 圭介

監事 石毛 康則

*

独立監査人の監査報告書

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する特定信用組合に該当しないため法定監査を義務付けられておりませんが、経営の健全性や透明性を高める観点から、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について

私は当組合の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第72期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和6年6月24日

東信用組合

理事長 川村 実

* リスク管理体制

— 定性的事項 —

- 信用リスクに関する事項
- 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 証券化エクスポージャーに関する事項
- オペレーショナル・リスクに関する事項
- 出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 金利リスクに関する事項

●信用リスクに関する事項

リ ス ク の 説 明	信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のものであると認識し、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」「信用リスク管理規程」等を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理体制を構築しています。
管 理 体 制	
評 価 ・ 計 測	信用リスクの評価につきましては、当組合では厳格な自己査定を実施しております。また、期中モニタリングを行い、融資先の実態把握に努めております。こうした信用リスク管理の状況については、理事会などを通じて経営陣に対して報告する態勢整備をしております。

■ 貸倒引当金の計算基準

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当金計上基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定し、その結果については監事監査や外部監査法人の監査を受けるなど、適正な計上をしております。

■ リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

なお、自己資本比率算出におけるリスクウェイト基準は、以下の4つの機関のうち2つ以上の格付がある場合、最も小さいリスクウェイトから数えて2番目に小さいリスクウェイトを採用します。ただし最も小さいリスクウェイトが複数の格付に対応する時は、最も小さい格付を採用しています。

国内格付機関	ア 日本格付投資情報センター		イ 日本格付研究所
海外格付機関	ア Moody's		イ S & P 社

■ エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

● 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当組合は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、検討の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

信用リスク削減手法として、当組合が扱う主要な担保には、預金積金等があり、担保に関する手続きについては、組合が定める「融資事務取扱要領」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、組合が定める「融資事務取扱要領」等により、適切な取扱いに努めております。適格格付機関がA-以上の格付を付与している適格保証人の保証は信用リスク削減手法をとっています。なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

● 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引はなく、該当事項ありません。

● 証券化エクスポージャーに関する事項

証券化をしておりませんので該当ありません。

■ 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

証券化をしておりませんので該当ありません。

■ 証券化取引に関する会計方針

証券化をしておりませんので該当ありません。

■ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化をしておりませんので該当ありません。

経営内容

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明	当組合では、オペレーショナルリスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当組合に生じる損失にかかるリスク」と考え、具体的には「役職員の不正確な事務処理、あるいは事故・不正等について発生を未然に防止する」ための事務リスク管理を行い、また「コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備、コンピュータの不正使用等に伴い被る損失等の発生を未然に防止し、発生時の影響を最小化する」ためのシステムリスク管理に努めています。また、事務リスク、システムリスクを中心としたオペレーショナルリスクについては理事会等に報告する態勢をとっております。なお、オペレーショナルリスクの計測に関しましては、基礎的手法を採用しております。
管理体制	
評価・計測	

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

基礎的手法を採用しております。

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

リスクの説明	当組合は、銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたる上場株式は保有しておらず、非上場株式については、上部団体である全国信用協同組合連合会出資金、しんくみ情報サービス株式を政策的な目的で保有しております。当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」等に基づき、適正な処理を行っております。
管理体制	
評価・計測	

●金利リスクに関する事項

リスクの説明	金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益に対する影響を指しますが、当組合においては、ALM委員会等で定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢をとっております。 具体的には、一定の金利ショック（100BPVパラレル金利上昇やスティーブ化など）を想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度など、ALM委員会にて協議検討するとともに、経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。
管理体制	
評価・計測	

(注)「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（平成31年2月18日）による改正を受け、平成31年3月末から△EVEを開示しております。また令和2年3月末から△NIIを開示しております。

■金利リスクの算定手法の概要等

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、『協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本比率の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）』において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、経済価値は、729百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
1	上方パラレルシフト	789	729	13	9
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティーブ化	717	675		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	7	0		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	789	729	13	9
		令和4年度		令和5年度	
8	自己資本の額	2,113		2,132	

※ △EVEとは、IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測され、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。
※ △NIIとは、IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

リスク管理体制

— 定量的事項 —

- 自己資本の構成に関する開示事項…自己資本の構成に関する事項 P.10 をご参照ください
- 自己資本の充実度に関する事項
- 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)
- 信用リスク削減手法に関する事項
- 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
- 証券化エクスポージャーに関する事項
- 出資等エクスポージャーに関する事項
- リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
- 金利リスクに関する事項…P.24 をご参照ください

●自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	23,162	926	22,211	888
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	23,162	926	22,211	888
(i) ソブリン向け	175	7	108	7
(ii) 金融機関向け	2,015	81	1,893	76
(iii) 法人等向け	9,776	391	9,546	382
(iv) 中小企業等・個人向け	762	30	614	25
(v) 抵当権付住宅ローン	217	9	189	8
(vi) 不動産取得等事業向け	8,812	352	8,395	336
(vii) 三月以上延滞等	0	0	8	0
(viii) 出資等	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	259	—	259	—
(xi) その他	563	23	619	25
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスクウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	580	23		
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVA リスク相当額を 8% で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	820	33	888	36
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	23,982	959	23,100	924

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産 (派生商品取引によるものを除く) 並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門 (当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. (xi) 「その他」とは、(i) から (x) に区分されないエクスポージャーです。具体的には「有形固定資産」「未決済為替貸」が含まれます。
6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

$$\left(\begin{array}{l} \text{〈オペレーショナル・リスク (基礎的手法) の算定方法〉} \\ \text{粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\% \\ \text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数} \end{array} \right) \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

上表のとおり、金融規制上で必要とされる自己資本額 (リスク・アセット額×4%) は924百万円ですが、当組合の自己資本額は10ページのとおり2,132百万円となっております、充実しております。

経営内容 資料編

●信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

■信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（業種別・残存期間別） （単位：百万円）

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										3か月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引				債券		デリバティブ取引		その他			
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
製造業	3,277	3,043	1,577	1,443	1,700	1,600	—	—	—	—	—	20
農業・林業	39	33	39	33	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	416	203	416	203	—	—	—	—	—	—	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	7	4	7	4	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	99	91	99	91	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	2,403	2,179	203	179	2,200	2,000	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	1,746	1,639	1,146	1,039	600	600	—	—	—	—	—	—
金融業・保険業	10,982	10,374	0	0	1,110	1,110	—	—	9,872	9,264	—	—
不動産業	4,348	4,679	4,031	4,362	316	316	—	—	—	—	24	24
物品賃貸業	31	30	31	30	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	15	14	15	14	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	143	136	143	136	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	1,107	1,379	1,107	1,379	—	—	—	—	—	—	0	—
生活関連サービス業、娯楽業	109	97	109	97	—	—	—	—	—	—	—	—
学習、学習支援業	14	13	14	13	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	18	12	18	12	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	1,108	903	908	703	200	200	—	—	—	—	3	0
その他の産業	577	613	577	613	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	1,799	1,699	—	—	1,799	1,699	—	—	—	—	—	—
個人	8,248	8,239	8,248	8,239	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	1,807	1,780	—	—	—	—	—	—	1,807	1,780	—	—
業種別合計	38,302	37,170	18,695	18,598	7,926	7,526	—	—	11,679	11,045	27	45
1年以下	21,603	21,904	11,146	11,250	600	1,400	—	—	9,857	9,254	—	—
1年超3年以下	3,873	2,974	1,774	1,474	2,099	1,500	—	—	—	—	—	—
3年超5年以下	1,849	1,409	848	809	1,001	600	—	—	—	—	—	—
5年超7年以下	1,123	1,217	623	717	500	500	—	—	—	—	—	—
7年超10年以下	2,785	2,435	785	635	2,000	1,800	—	—	—	—	—	—
10年超	5,209	5,406	3,510	3,707	1,699	1,699	—	—	—	—	—	—
期間の定めのないもの	51	43	9	6	27	27	—	—	15	10	—	—
その他	1,807	1,780	—	—	—	—	—	—	1,807	1,780	—	—
残存期間別合計	38,302	37,170	18,695	18,598	7,926	7,526	—	—	11,679	11,045	—	—

(注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
 2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことで、
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産、その他の資産などが含まれます。
 4. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 （単位：百万円）

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0	—	2,431	—	2,118
10	—	973	—	898
20	1,201	10,179	1,402	9,576
35	—	622	—	542
50	4,206	0	3,705	0
75	—	1,016	—	984
100	500	17,118	500	17,392
150	—	0	—	0
250	—	—	—	—
1250	—	—	—	—
その他	—	51	—	49
合計	5,908	32,393	5,608	31,561

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限り、
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 4. 区分のうち「その他」は個別貸倒引当金です。

●信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		765	832	—	—	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置で、具体的には、預金担保、不動産担保、保証などが該当します。当組合が扱う担保には自組合預金積金、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証等がありますが、その手続については、組合が定める事務取扱要領等により適切な事務取扱及び適正な評価を行っています。

自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金等、保証として信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証、その他未担保預金等、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続きがなされていない定期預金、日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」等が該当します。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません

●証券化エクスポージャーに関する事項

■オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当ありません

■投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

- ①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません
- ②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等
該当ありません
- ③証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額
該当ありません

●出資等エクスポージャーに関する事項

■貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	—	—	—	—
非 上 場 株 式 等	239	—	239	—
合 計	239	—	239	—

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等を含めて記載しています。

■出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当ありません

■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません

■貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当ありません



手数料一覧

(令和6年6月現在)

種		類		料 金		
振	当組合 本支店	自店宛	5万円未満	0円		
		自店宛	5万円以上	110円		
	他行	他店宛	5万円未満	110円		
		他店宛	5万円以上	330円		
込	他行	電信扱	5万円未満	440円		
		電信扱	5万円以上	605円		
代金取立	電子交換手数料			330円		
	個別取立手数料			1,100円		
その他	振込・送金の組戻料			550円		
	不渡手形返却料			1,100円		
	取立手形組戻料			1,100円		
融	一部繰上 返済	平成29年12月末まで実行分		無料		
		平成30年1月以降実行分		3,300円		
	全額繰上 返済	平成29年12月末まで実行分			3,300円	
		返済方法等の条件変更			1件 11,000円	
資	全額繰上 返済	平成30年 1月以降 実行分	貸付後3年以内	借入残高×1.5%		
			貸付後3年超 5年以内	借入残高×1.0%		
		貸付後5年超	借入残高×0.5%			
	返済方法等の条件変更			1件 11,000円		
住宅ローン	あづまMG保証付住宅ローン 新規取扱い手数料			55,000円		
	あづまMG保証付住宅ローンプラス 新規取扱い手数料			110,000円		
	あづまMG保証付 住宅ローン 及び あづまMG保証付 住宅ローンプラス	一部繰上返済		3,300円		
		全部繰上返済		33,000円		
返済方法等の条件変更			11,000円			
不動産担保	調査手数料	新規 お取扱い	当組合営業区域内	1件	33,000円	
			当組合営業区域外	1件	55,000円	
			特殊物件	1件	他に別途実費	
			外部不動産評価 サービス利用	1件	他に別途実費	
	追加融資 等に関する 追加担保 調査	当組合営業区域内	1件	16,500円		
		当組合営業区域外	1件	27,500円		
		特殊物件	1件	他に別途実費		
		外部不動産評価 サービス利用	1件	他に別途実費		
担保設定条件変更(極度額・順位・債務者)等			1件	11,000円		

種		類		料 金	
当座預金	小切手帳	1冊 (50枚)	1,100円		
		約束手形帳	1冊 (25枚)	1,650円	
自己宛小切手				550円	
通帳・証書 再発行		1通・1冊	1,100円		
ローンカード新規発行				0円	
ローンカード再発行				1,100円	
キャッシュカード再発行				1,100円	
証明書発行手数料	残高証明書	1通	330円		
	融資証明書	1通	1,100円		
	支払利息証明書	1通	550円		
貸金庫	Aタイプ	180×280×400	年間	7,700円	
	Bタイプ	120×280×400		6,600円	
	Cタイプ	90×280×400		5,500円	
両替手数料	紙幣から硬貨へのご両替				
	1件あたり 100枚以下	窓口 扱い	1日1回目に限り	無料	
			2回目以降	550円	
			営業担当者によるお届け	両替手数料とは別に 110円を加算	
	1件あたり 500枚以下		550円		
	1件あたり 1,000枚以下		1,100円		
	1件あたり 1,001枚以上		500枚毎に550円加算		
	大量硬貨取扱手数料 窓口での大量硬貨を含む入金・公金収納・振込、大量硬貨を紙幣 にすると両替(営業担当者の訪問にてお預かりする大量硬貨も 同じです。)				
	1枚~100枚以下		無料		
	101枚~500枚以下		550円		
501枚~1,000枚以下		1,100円			
1,001枚以上		以降、500枚毎に 550円加算			
ATM手数料 (払戻1回につき)		当組合カード	他金融機関カード		
平日18時まで (土曜14時まで)				0円	110円
平日18時以降 (土曜14時以降)				0円	220円
日曜日・祝祭日・12月31日				110円	220円

(上記の手数料には消費税を含んでいます)

** 信用組合と総代会制度について

1. 総代会制度

信用組合は協同組織金融機関であり、組合員は出資口数に関係なく、ひとり1票の議決権を持ち、組合員の総意により組合の意思を決定する機関として「総会」が設けられています。

当組合には8,399人(先)もの取引先が組合員となっており(令和6年3月現在)、組合員の総数が法定数(200名)を超える組合については、法令の定めにより総会に代わるべき「総代会」を設けることが認められており、当組合をはじめ大多数の信用組合はこの総代会を採用しています。

この「総代会」は、信用組合の決算事項の承認、定款

変更、役員(理事・監事)選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関であり、組合員各位のご意見を適正に反映できるよう、組合員の中から選任された「総代」の方々により運営されています。また、当組合では「総代会」に限定することなく、日常の営業活動を通じてお寄せいただく組合員の皆さまのさまざまな声を、経営施策に反映させていくよう努めています。

総代の選任や総代会の運営方法等についての基本的事項は「中小企業等協同組合法」に、細則については当組合の「定款」および「総代会運営マニュアル」等に定められています。

2. 総代とその選任方法

(1) 総代の資格

- ・当組合の組合員であることが前提であり、組合員の中から組合員によって選挙されます。
- ・組合員たる資格を喪失した場合は、当然に総代の資格を失います。

(2) 総代の定数

- ・総代の定数は、100人以上110人以内です。
- ・任期は3年です。

(3) 総代の選任方法

- ・総代は、組合の最高意思の決定に参加する重要な役割を担っています。
- ・総代は、定款並びに規程の定めに従い、「組合員のうちから公平に選挙」により選任されます。
- ・総代に立候補する場合は、理事長の定める選挙期日の7日前までに立候補もしくは推薦する旨を理事長に届け出ます。
- ・届け出のあった総代候補者がその選挙区毎における総代の定数を超えないときは、その総代候補者をもって当選者となります。
- ・総代候補者の届出数がその選挙区において選挙すべき総代数に不足する時は、届け出た候補者をもってその選挙区の当選者と定め、不足数は遅滞なく補充選挙を行います。

(4) 総代会の決議事項等

第72期通常総代会（令和6年6月21日開催）において、次の事項が付議され、それぞれ原案どおり承認可決されました。

① 議決事項

- 第1号議案 第72期貸借対照表、損益計算書承認の件
- 第2号議案 第72期剰余金処分案承認の件
- 第3号議案 第73期事業計画及び収支予算案承認の件
- 第4号議案 組合員の除名承認の件
- 第5号議案 理事及び監事の報酬年限度額承認の件

(5) 組合員のご意見を経営に反映させる仕組みについて

総代会においては、当組合の決算内容等につき詳細にご説明させていただくとともに、組合員さまからのご意見は、積極的に拝聴させていただくよう努めております。また日頃から役員が組合員さまをご訪問させていただく際にも積極的にご意見をおうかがいしております。

お客さま、利用者さまからの苦情等につきましては、本部にて定期的にとりまとめ、原因分析、改善対策につき十分に検討し、改善に努めております。

店別総代の氏名

敬称略（順不同）（令和6年6月21日現在）

本店地域 39名	立岡 幸夫⑩	金子 幸一⑦	平野 守助⑬	平井 光吉⑥	平柳 清治⑩	澤部 静夫③	山岸 均①	木村 暢男⑮
	浦野 光生⑤	濱野 藤男③	岡本 恵子①	山村 栄一⑪	佐藤 幸一⑥	古飯塚 一⑤	稲垣 敬一⑦	高田 大介①
	滝澤 芳子⑧	荻島 直光⑤	菅家 安智④	平野 普治⑫	小堺 亮③	酒巻 平吉⑦	伊東 和夫⑧	森 八一⑩
	濱田 航一⑥	芦埜 茂④	大井 政弘⑫	青木 勉⑤	大政 満郎②	菅原 延宏⑩	鈴木 博久⑪	関根八重子③
小室 敏明②	高澤 慶長①	国分 詔八⑦	出口 雄彦①	内田 泰之⑥	池田 恵治⑧	大政徹太郎⑩		
寺島地域 20名	大貫 友裕①	岡本 大吉①	杉本 浩志④	網倉 守弘⑫	植木 猛盛①	小林惣一郎③	石渡 浩之①	大谷内市五郎⑩
	小田木昭雄⑦	太田 久治⑮	河原 勝子②	土生津礼子①	小椋 義美⑪	糸 正光②	小川 辰男①	中村 豊③
	木村 茂⑩	小田 貴弘③	福島みつ子①	笹本 和義④				
葛飾地域 22名	山口 和明①	近藤ミヤ子⑦	大内 浩⑨	熊田 孝行④	木村 謙二④	貝塚 浩二①	山口 一利①	小川 克②
	大島真三郎⑥	吉田 行雄①	染谷 啓介①	内藤 正照⑧	高嶋 義明⑩	山本 忠男⑩	矢野 一彦⑤	高野 広一⑤
	鈴木 保夫⑤	伊藤 朋弘④	服部 和政③	相吉 武⑥	高山 昌弘①	久田 精作⑫		
本所地域 24名	佐藤 豊②	木幡 秀和⑩	染谷 勝久③	久保田 茂⑧	丸山 卓也②	茶木 義美③	浅見 勝彦③	高柳 京子⑩
	家中 勉①	宮野 武雄⑧	野田 英介②	天笠 英男⑧	長澤 静男⑫	菅沼 幸治⑩	根本 雅博⑥	大塚 修⑦
	八角 多彦⑩	酒川 武男⑤	横山 宗之④	伊藤九美子⑥	桑原 増男⑨	本間 隆司⑧	小野 正晴③	片山 清世③

総数105名（注）氏名の後ろに就任回数を記載しております。

総代の属性別構成比

（令和6年6月21日現在）

職業別	個人 0%、個人事業主 27.6%、法人役員 72.3%、法人 0%
年代別	40代 7.6%、50代 9.5%、60代 16.1%、70代 32.3%、80代 34.2%
業種別	製造業 33.3%、不動産業 18.0%、卸売・小売業 19.0%、建設業 5.7%、運送業 1.9%、その他サービス業 21.9%

※業種別は、法人、法人役員、個人事業主に限ります。

* 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

経営改善支援等の取組み実績

対象期間（令和5年4月から令和6年3月）

当組合の事業者支援は、資金繰り支援、本業支援、経営改善支援をメインにして実施しました。その中で、資金繰り支援、経営改善支援につきましては、基本的に当組合職員が対応させていただきましたが、専門性ある分野は、連携している中小企業診断士先生と連携して行いました。またすみだビジネスサポートセンター（通称：すみサポ）、よろず支援拠点など事業者支援の専門機関へお客さまをご案内し、相談には当組合職員も同席させていただき、伴走支援をさせていただきました。本業支援につきましては、墨田区に本店を構える東京東信用金庫・中ノ郷信用組合・東信用組合、第一勧業信用組合と墨田区が連携して、墨田区内事業者の経営支援のためにHANDS（ハンズ）を結成しており、5機関が連携して、お取引の有無にかかわらず、事業承継支援・ビジネスマッチング支援を行いました。

中小企業の経営支援に関する取組み方針

1. 当組合は「お客さまのご相談相手」となり、金融支援のみならずソリューション支援（経営改善支援、本業支援、事業承継支援、個人・法人の課題解決支援）を単独でまたは他機関・専門家等と連携して行います。
2. 小規模事業者の存続、成長に寄り添う支援スタンスをとり、目利きや事業性評価、伴走支援によって、信用リスクを適切な水準に維持・低減させていきます。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当組合は、お取引先中小企業・個人事業者さまの経営改善を図るため、本部・営業店一体となって組織的な対応に努めております。当組合における専門の人材やノウハウの不足を補うため、また中長期的な人材育成のため、外部専門家、外部機関、また他の金融機関等と連携しております。連携先としては、東京都行政、墨田区（すみだビジネスサポートセンター）・葛飾区行政、東京商工会議所、東京都中小企業診断士協会、東京都行政書士会、日本政策金融公庫、連携する税理士、HANDS連携の信用金庫、他信用組合です。

中小企業の経営支援に関する取組み状況

令和4年1月から令和5年9月まで、当組合寺島支店に近い、墨田区八広地区に絞り、お取引ない事業先様を当組合職員が定期的に訪問させていただき、墨田区のLED補助金施策、すみだビジネスサポートセンターなどの情報提供をさせていただきました。この活動から墨田区のLED補助金を申請された事業者様やすみだビジネスサポートセンターへ経営相談へ行かれた事業者様もいらっしゃいます。

HANDS連携による経営支援は、事業承継・ビジネスマッチング等が多いですが、連携する他金融機関のお客様のビジネスマッチングニーズに当組合のお客様をつなげるなどお応えして3件マッチング（外注先となるマッチング）が成立しました。なお、HANDS連携会議は、令和5年度内におきましても毎月1回定期的に5機関職員が集まり、開催しました。

●創業・新規事業開拓の支援

創業・新事業資金ニーズにつきましては、東京信用保証協会付の制度融資、東京都「女性・若者・シニア創業サポート制度」による融資、また案件に応じて個別対応をさせていただいております。特に女性・若者・シニア創業サポート制度は、1%低金利かつ専門家から定期的に経営アドバイスが受けられ有利です。「東京都女性・若者・シニア創業サポート制度」による創業融資は、令和6年3月末現在22件39百万円、令和5年度新規実行したものは4件13百万円です。また創業期の方には、すみだビジネスサポートセンターをご紹介して、新規事業計画作成支援を行いました。

●成長段階における支援

事業ライフサイクルで成長段階にある企業には、金融面でのご支援にとどまらず経営情報のご提供に努めております。創業期から成長期にある企業に対しては、担保・保証に過度に依存せず、事業性評価を通じて融資を行いました。令和5年度もコロナ禍であり、製造業・サービス業の成長段階にあるお取引先企業の資金需要はあまり活発ではありませんでしたが、不動産業の成長企業は活発な資金需要がありこれに対応しました。

●経営改善・事業再生・業種転換等の支援

当組合のお取引先は中小企業ばかりか、小規模同族企業・個人事業主の方も多いため、過去のコロナ禍にあっては、経営者からの資金の持ち出し、家族の別収入で賄うなどが散見されました。コロナ禍前から経営不振にある事業先もありますし、後継者がいないことから廃業を選択される事業者もいらっしゃいます。

令和5年度におきましても、当組合は事業を継続されるお客さまには、お客さまが必要とする非金融支援（社員・家族間の合意形成、販路開拓支援、補助金支援、廃業支援、専門家からのアドバイス）をさせていただきました。長期的に赤字が続いていた事業者へ専門家も入っていただき経営改善計画を策定、決算では黒字化されたお客さまがいます。

地域の活性化に関する取組み状況

当組合のお取引先である中小企業ばかりか、小規模同族企業・個人事業主の方々が、ビジネスのみならず、地域社会を支える立役者でいらっしゃいます。長期にわたり小規模企業の廃業が続く中、立役者を失い、地域コミュニティも弱ってきています。地域の活性化には、新規創業の方が増加し継続することばかりか、これまで続いた小規模同族企業・個人事業主の方々が事業を継続することが必要と考えています。そのため、当組合としては、「地域の事業と雇用を守る」HANDS（ハンズ）に賛同し、お客さまの事業承継支援・ビジネスマッチング支援を行いました。また高齢化の中、建物が経年劣化した不動産賃貸業のお客さまには、建物診断をご提案して、建物改修を推進しました。

索引

各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、**印は「監督指針の要請」に基づく開示項目、無印は任意開示項目です。

■ごあいさつ	2
【概況・組織】	
1. 事業方針	3
2. 事業の組織*	5
3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)*	5
4. 会計監査人の氏名又は名称*	22
5. 店舗一覧(事務所の名称・所在地)*	5
6. 自動機器設置状況	5
7. 地区一覧	5
8. 組合員の推移	11
9. 子会社の状況	22
【主要事業内容】	
10. 主要な事業の内容*	11
【業務に関する事項】	
11. 事業の概況*	3
12. 経常収益*	11
13. 業務純益等*	17
14. 経常利益(損失)*	11
15. 当期純利益(損失)*	11
16. 出資総額、出資総口数*	11
17. 純資産額*	11
18. 総資産額*	11
19. 預金積金残高*	11
20. 貸出金残高*	11
21. 有価証券残高*	11
22. 単体自己資本比率*	11
23. 出資配当金*	11
24. 職員数*	11
【主要業務に関する指標】	
25. 業務粗利益及び業務粗利益率*	17
26. 資金運用収支、役務取引等収支 及びその他の業務収支*	17
27. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、 利息、利回り、資金利鞘*	18
28. 受取利息、支払利息の増減*	18
29. 役務取引の状況	18
30. その他業務収益の内訳	18
31. 経費の内訳	18
32. 総資産経常利益率*	18
33. 総資産当期純利益率*	18
【預金に関する指標】	
34. 預金種目別平均残高*	19
35. 預金者別預金残高	19
36. 財形貯蓄残高	19
37. 職員1人当り預金残高	11
38. 1店舗当り預金残高	11
39. 定期預金種類別残高*	19
【貸出金等に関する指標】	
40. 貸出金種類別平均残高*	19
41. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額*	20
42. 貸出金利区分別残高*	19
43. 貸出金用途別残高*	20
44. 貸出金業種別残高・構成比*	19
45. 預貸率(期末・期中平均)*	20
46. 消費者ローン・住宅ローン残高	19
47. 代理貸付残高の内訳	21
48. 職員1人当り貸出金残高	11
49. 1店舗当り貸出金残高	11

【有価証券に関する指標】

50. 商品有価証券の種類別平均残高*	取扱いなし
51. 有価証券種類別平均残高*	20
52. 有価証券種類別残存期間別残高*	20
53. 預証率(期末・期中平均)*	20
54. 有価証券の時価情報	21
その他有価証券	
満期保有目的の債券	
市場価格のない株式等及び組合出資金	

【経営管理体制に関する事項】

55. リスク管理体制・法令等遵守体制*	8
56. 当組合のマネー・ローndリング、テロ資金供与及び 拡散金融対策に係る対応方針について	8
57. リスク管理体制*	23.24
資料編	25.26.27
58. 苦情処理措置*	7

【財産の状況】

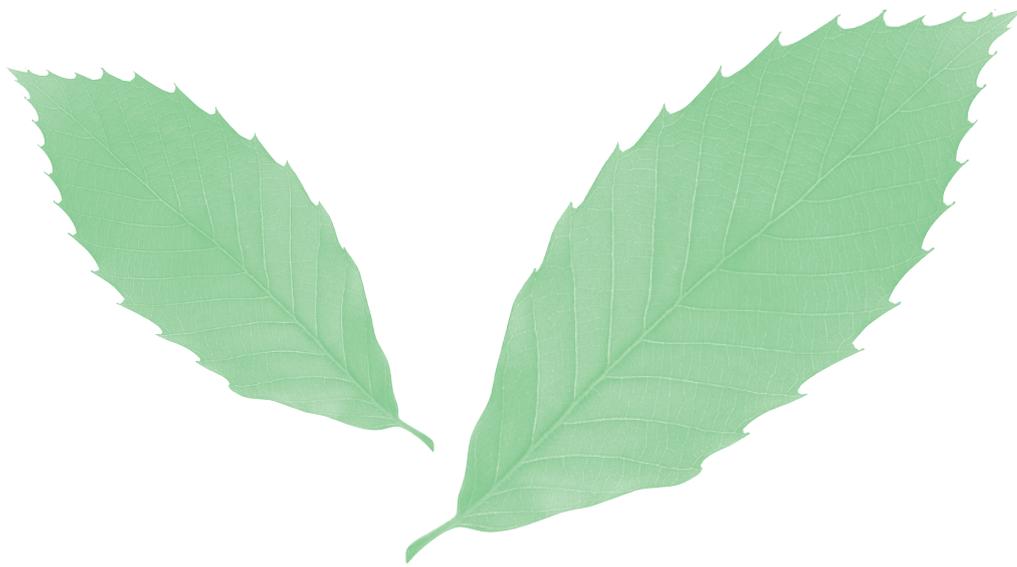
59. 貸借対照表、損益計算書、 剰余金処分(損失金処理)計算書*	14.15.16.17
60. 協金法開示債権(リスク管理債権)及び 金融再生法開示債権の保全・引当状況*	12
(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
(2)危険債権	
(3)三月以上延滞債権	
(4)貸出条件緩和債権	
(5)正常債権	
61. 自己資本の構成に関する事項(自己資本比率明細)*	10
62. 有価証券、金銭の信託等の評価*	20
63. 外貨建資産残高	22
64. オフバランス取引の状況	21
65. 先物取引の時価情報	21
66. オプション取引の時価情報	取扱いなし
67. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額)*	13
68. 貸出金償却の額*	13
69. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等	13
70. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について**	22
71. 会計監査人による監査*	22

【その他の業務】

72. 内国為替取扱実績	21
73. 外国為替取扱実績	22
74. 公共債窓販実績	22
75. 公共債引受額	22
76. 手数料一覧	28

【その他】

77. トピックス	4
78. 当組合の考え方	3
79. 沿革・歩み	4
80. 継続企業の前提の重要な疑義*	該当なし
81. 総代会について**	28.29
82. 地域に貢献する信用組合の経営姿勢**	6
83. 融資を通じた地域へのお役立ち**	6
84. 預金を通じた地域へのお役立ち**	6
85. 信用組合の社会的責任**	6
86. 顧客保護等管理方針	9
87. 報酬体系について**	9
88. 中小企業の経営の改善及び 地域の活性化のための取組み状況*	30
89. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応と取組み方針**	7



本	店	東京都墨田区吾妻橋1丁目5番3号	TEL.03-3622-7151
寺	島支店	東京都墨田区東向島6丁目26番9号	TEL.03-3619-4021
葛	飾支店	東京都葛飾区お花茶屋1丁目28番8号	TEL.03-3603-2531
本	所支店	東京都墨田区緑2丁目14番8号	TEL.03-3632-7141

URL <https://www.azuma.shinkumi.jp/>

本ディスクロージャー誌に関するご質問お問い合わせ、またお取引にかかる苦情・ご相談窓口は、本部「コンプライアンス統括部」にて承っております。

TEL. 03-3622-7156